令和７年第２回豊山町教育委員会定例会会議録

１　開催日時　　令和７年２月１４日（金）　午前９時３０分から午前１０時０５分まで

２　開催場所　　豊山町役場　３階　会議室３

３　出 席 者

	教育長職務代理者	佐　藤　正　司
	教育委員	後　藤　明　美
	教育委員	鈴　木　森　晶
	教育委員	志　水　千　鶴

説明のため出席した職員

事務局長	安　藤　憲　司
教育参事	山　中　洋　子
学校教育課長	菊　地　智　行
給食センター所長	牛　田　彰　和
生涯学習課長	栗　山　直　樹
教育専門員	渡　邉　亘　宏

４　傍 聴 者　　なし

５　議　　題　　日程第１　前回会議録の承認

日程第２　事業報告

日程第３　付議案件

（１）議案第１号　校長等の任免について　※秘密会

（２）議案第２号　令和６年度豊山町一般会計補正予算（第７号）（教育委員会関係分）について　※秘密会

（３）議案第３号　令和７年度豊山町一般会計当初予算（教育委員会関係分）について　※秘密会

（４）議案第４号　令和７年度全国学力・学習状況調査への対応について

（５）議案第５号　「ラーケーションの日」実施計画について

（６）議案第６号　「県民の日学校ホリデー」について

（７）協議第１号　学校運営協議会の制度（コミュニティ・スクール）の導入について　※秘密会

（８）承認第１号　令和６年度豊山町一般会計補正予算（第６号）（教育

委員会関係分）に対する意見に係る代決について
（９）報告第３号　第２回豊山町いじめ問題対策連絡協議会について
（10）報告第４号　第１７回とよやまエアポートビューマラソンについて

日程第４　その他

６　議事内容

開会の宣告（午前９時３０分）

佐藤職務代理者：　おはようございます。早朝よりご参加いただきましてありがとうございます。

季節は暦の上で春になりました。各地で記録的な大雪のニュースが届いており、まだまだ寒さが続くのかと思っておりますが、会議開始前に卒業式と入学式のご案内を頂き、少しずつ春が近づいていると感じました。また３月には、野球の大谷選手が日本で開幕戦に出場するとのことでこれも楽しみです。

最近、ニュースを見ておりまして私が一番気になったのは、埼玉県八潮市の道路陥没事故です。最初はあれほど大事になるとは思っていませんでしたが、日本の土木技術をもってしても復旧の目処が立たない大変な状況になっています。何が言いたいのかと言いますと、下水道などを含めた公共施設ですが、作るだけではなく老朽化に伴った定期的なメンテナンスをきちんとやらないと、今回の八潮市のような大惨事が起こるということです。学校等の教育施設についても、整備計画や定期的なメンテナンスをしっかり考えなければいけないと感じました。少し感想を申し上げましたが、会議に入りたいと思います。

ただいまから、令和７年第２回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第１　前回会議録の承認】

佐藤職務代理者：　議事に入ります前に、事前に配付させていただいた、令和７年１月１０日（金）に開催いたしました令和７年第１回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

佐藤職務代理者：　令和７年第１回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第２　事業報告】

事 務 局 長 ：　前回定例会からこの間の事業報告をいたします。

１月１４日（火）に町内校長会議がありました。

１月２０日（月）に第１７回大樹生命ヒーローズカップに出場する選手の表敬訪問がありました。選手は豊山小学校６年生男子、種目はラグビー、所属は春日井ラグビースクールです。大会は横浜市の日産スタジアムで1月２５日（土）から２６日（日）にかけて行われ、結果は準優勝だったと伺っています。

２月７日（金）に第２回豊山町いじめ問題対策連絡協議会がありました。こちらは後程、報告第３号で報告させていただきます。

２月１０日（月）に町内校長会議がありました。

同じく２月１０日（月）に第２回給食センター運営委員会を開催しました。以上でございます。

【日程第３　付議案件】

佐藤職務代理者：　それでは、付議案件に入ります。

「議案第１号　校長等の任免について」は、豊山町教育委員会の会議に関する規則第１３条の規定による人事に関する案件ですので、後程秘密会で審議することでご異議ありませんか。

（異議なしの声）

佐藤職務代理者：　それでは、議案第１号は、後程、非公開で審議をいたします。

また、「議案第２号　令和６年度豊山町一般会計補正予算（第７号）（教育委員会関係分）について」及び「議案第３号　令和７年度豊山町一般会計当初予算（教育委員会関係分）について」は、豊山町議会への議案提出前のため、豊山町教育委員会の会議に関する規則第１３条の規定により、後程、秘密会で審議することでご異議ありませんか。

（異議なしの声）

佐藤職務代理者：　それでは、議案第２号及び議案第３号についても、後程、非公開で審議をいたします。

続いて、「議案第４号　令和７年度全国学力・学習状況調査への対応について」、事務局から説明をお願いします。

教 育 参 事 ：　―説明―

佐藤職務代理者：　事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後 藤 委 員 ：　中学校の理科は紙のテストではなくオンライン方式でということでしたが、イメージが湧かないので何かわかる情報があれば教えてください。

教 育 参 事 ：　詳しい情報が届いておらず、実施方法と日時指定があるということしか情報が届いていません。詳細については、今後確認していく予定です。

鈴 木 委 員 ：　理科は択一式になっているのですか。書いたり計算したりすることはできませんが、選択肢のうちから選ぶという形であればオンライン方式は非常にやりやすいですね。

後 藤 委 員 ：　集計もしやすいですね。

鈴 木 委 員 ：　理科はどういう試験か見たことがないので興味深いです。

教 育 参 事 ：　オンライン方式は初めての試みです。

佐藤職務代理者：　中学校科目に英語が入っていないのは、何か理由があるのですか。

教 育 参 事 ：　国語と数学は毎年実施しますが、それにプラスして英語や理科を実施しています。令和６年度は国語と数学のみでした。それ以外の科目は、ローテーションで決まっているわけではありませんが、その年によって実施しています。

佐藤職務代理者：　時代の流れの中で英語教育についてはいろいろ指摘されていますが、その判断材料にされないのは不思議に感じますね。

後 藤 委 員 ：　ヒアリングのテストもありましたね。

教 育 参 事 ：　器具の不具合もあり、きちんとした調査ができなかったということが過去にありました。

佐藤職務代理者：　調査しにくいのですね。

佐藤職務代理者：　他にご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

佐藤職務代理者：　議案第４号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第５号　「ラーケーションの日」実施計画について」、事務局から説明をお願いします。

教 育 参 事 ：　―説明―

佐藤職務代理者：　事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

鈴 木 委 員 ：　令和６年度はどれくらいの取得率だったのですか。

教 育 参 事 ：　２学期末までの集計ですが、１日取得は６％、２日は１．４％、３日は１％となっています。

後 藤 委 員 ：　その数値は多いのですか、少ないのですか。

鈴 木 委 員 ：　多いと思いました。意外と浸透しているのですね。

佐藤職務代理者：　他にご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

佐藤職務代理者：　議案第５号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第６号　「県民の日学校ホリデー」について」、事務局から説明をお願いします。

教育参事：　―説明―

佐藤職務代理者：　事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後藤委員：　４連休になりますね。

佐藤職務代理者：　これにラーケーションの日を続けるのはありですか。

教育参事：　問題ありません。

佐藤職務代理者：　他にご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

佐藤職務代理者：　議案第６号は、原案どおり可決されました。

続いて、「協議第１号　学校運営協議会の制度（コミュニティ・スクール）の導入について」、豊山町教育委員会の会議に関する規則第１３条の規定によるその他に関する案件ですので、後程、秘密会で審議することでご異議ありませんか。

（異議なしの声）

佐藤職務代理者：　それでは、協議第１号は、後程、非公開で審議をいたします。

続いて、「承認第１号　令和６年度豊山町一般会計補正予算（第６号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について」、事務局から説明をお願いします。

事務局長：　―説明―

佐藤職務代理者：　事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、ただいまの代決処理の承認について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

佐藤職務代理者：　承認第１号は原案どおり承認されました。

続いて、「報告第３号　第２回豊山町いじめ問題対策連絡協議会について」、事務局の説明を求めます。

教育参事：　―説明―

佐藤職務代理者：　事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

では、私から質問させていただきますが、全体として豊山町的には問題はないと考えてよいですか。

教 育 参 事 ：　はい。

佐藤職務代理者：　子どもたちが相談するという体制でなかよし会というのができていますが、これはどのような会なのですか。

教 育 参 事 ：　子ども応援課のなかよし会です。

佐藤職務代理者：　なかよし会など様々な立場の先生に相談していくとあります。

事 務 局 長 ：　放課後児童クラブのなかよし会です。

佐藤職務代理者：　そのなかよし会ですか。名前が重なっているものがあるので、学校の中で同じ名称の会があると思っていました。

事 務 局 長 ：　いじめに関する会ではなく、なかよし会や放課後子ども教室の指導者という意味です。

志 水 委 員 ：　アンケートは、校内一斉に行うのか、事前に実施するか知らせるのか等が知りたいです。事前に伝えると、周りの人が気になって正直に書けない子も出てくるのではないかと思います。そういうことへの対策はありますか。

教 育 参 事 ：　事前にいつ実施するかなどは伝えず、児童生徒間の問題等も配慮しながら実施しています。

佐藤職務代理者：　他にご意見等ないようですので、続いて、「報告第４号　第１７回とよやまエアポートビューマラソンについて」、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 ：　―説明―

佐藤職務代理者：　ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

　では私から１つ質問させていただきます。例年ですと、３月１週目の日曜日に実施していたと思います。今年は２月２３日（日）に実施ということですが、今後もこの日程になる予定ですか。

生涯学習課長 ：　昨年度から２月末に変更しておりまして、理由としましてはブルーインパルスが飛行する航空祭で多くの来場者が見込まれ、行事が重なることによる混乱を避けるため日程を変更しました。

佐藤職務代理者：　今後、２月末の開催という認識でよろしいですか

生涯学習課長 ：　はい。

佐藤職務代理者：　神明公園は工事が進められていますので、安全対策を万全の体制でお願いします。

事 務 局 長 ：　愛知県の防災拠点推進室と綿密に打合せしておりますので、コース等は問題ないと考えております。

佐藤職務代理者：　工事の状況によって毎年コースが変わるので、対応が大変になるとは思いますが、気を付けて実施してください。

　他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第４　その他】

佐藤職務代理者：　次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他報告事項等はありますか。

事 務 局 長 ：　事務局から１点ございます。

次回教育委員会定例会の開催日時の変更についてです。

―次回教育委員会定例会の開催日時の変更について説明―

その日は小学校の卒業式にご出席いただきますが、各小学校に式典の時間帯を確認したところ、午前１０時３０分から５０分位には終了すると伺っておりますので、定例会は午前１１時からのスタートをお願いしたいと考えております。よろしくお願いします。

佐藤職務代理者：　ただいま、次回の定例会の日程が示されましたが、その日程で進めてよろしいですか

（異議なしの声）

佐藤職務代理者：　では、その予定でお願いします。

委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

（発言なし）

閉会の宣告（午前１０時０５分）

佐藤職務代理者：　以上で、令和７年第２回豊山町教育委員会定例会、公開による会議を閉会します。

令和７年第２回豊山町教育委員会定例会　次第

日　時：令和７年２月１４日（金）
午前９時３０分
場　所：豊山町役場　３階　会議室３

１　開会の宣告

２　前回会議録の承認

３　事業報告

４　付議案件
（１）議案第１号　校長等の任免について　※秘密会
（２）議案第２号　令和６年度豊山町一般会計補正予算（第７号）（教育委員会関係分）について　※秘密会
（３）議案第３号　令和７年度豊山町一般会計当初予算（教育委員会関係分）について　※秘密会
（４）議案第４号　令和７年度全国学力・学習状況調査への対応について
（５）議案第５号　「ラーケーションの日」実施計画について
（６）議案第６号　「県民の日学校ホリデー」について
（７）協議第１号　学校運営協議会の制度（コミュニティ・スクール）の導入について　※秘密会
（８）承認第１号　令和６年度豊山町一般会計補正予算（第６号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について
（９）報告第３号　第２回豊山町いじめ問題対策連絡協議会について
（10）報告第４号　第１７回とよやまエアポートビューマラソンについて

５　その他

６　閉会の宣告

議案第４号

令和７年度全国学力・学習状況調査への対応について

令和７年度全国学力･学習状況調査に下記のとおり対応することについて､議決を求める。

令和７年２月１４日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者　　佐　藤　正　司

記

令和７年度全国学力・学習状況調査に参加する。

提出理由

この案を提出するのは、文部科学省の通知に基づき、調査への参加の方針を定める必要があるからである。

写

６文科教第1467号
令和６年12月23日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第１２条第１項　　殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学事務次官
藤原　章夫

令和７年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

この度、文部科学省において、令和７年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

令和６年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（令和５年12月21日付け５文科教第1356号別紙）からの主な変更点は、下記のとおりです。

なお、実施要領７．（１）調査結果の示し方及び（２）文部科学省による調査結果の公表に定める事項については、中学校理科において、生徒が活用するICT端末等を用いた文部科学省CBTシステムによるオンライン方式（以下「CBT」という。）及びIRT（項目反応理論をいう。以下同じ。）を活用する予定であること等を踏まえ、「全国的な学力調査に関する専門家会議」において検討の上、追って具体的な取扱いの詳細をお示しすることとします。

各設置管理者等におかれては、全国学力・学習状況調査の実施及び調査結果の管理・公表等について、法令及び実施要領等に基づき、適切に御対応いただきますようお願いします。

ついては、都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれては調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第１２条第１項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人の長及び公立大学法人理事長におかれては調査に関係する附属学校に対して、御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

記

・経年変化分析調査及び保護者に対する調査は実施しないこと。
・中学校理科に関する調査をCBTで実施すること。
・中学校理科に係る調査結果の示し方としてIRTスコアを利用すること。
・引き続き、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮を可能とすること。
・CBTで実施する中学校理科及び児童生徒質問調査を後日実施とする場合に、学校外での実施を可能とすること。

＜本件担当＞
文部科学省総合教育政策局参事官(調査企画担当)付学力調査室
電話：03-5253-4111（内線 3726）

令和７年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令 和 ６ 年 12 月 23 日
文　部　科　学　省
令和６年12月27日一部訂正

１．調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

２．調査の名称

令和７年度全国学力・学習状況調査

３．調査の対象等

（１）調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア　小学校調査

小学校第６学年、義務教育学校前期課程第６学年、特別支援学校小学部第６学年

イ　中学校調査

中学校第３学年、義務教育学校後期課程第３学年、中等教育学校前期課程第３学年、特別支援学校中学部第３学年

（２）障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下の事由がある児童生徒については、原則として、当該事由に係る教科に関する調査の対象としない。

ア　下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ　知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

（３）日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。ただし、例えば、国語、算数・数学及

び理科の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

４．調査事項

（１）児童生徒に対する調査

ア　教科に関する調査

（ア）小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。国語、算数・数学及び小学校理科は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。中学校理科は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。

（イ）出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

①　身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

②　知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

（ウ）調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ　質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒の活用するICT端末等を用いたCBT（生徒質問調査にあっては、MEXCBTによるCBT）で実施する。

（２）学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

５．調査実施日等

（１）児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙１）

ア　小学校調査

（ア）教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。調査実施日は、令和７年４月17日木曜日とする。

（イ）児童質問調査の調査実施日は、令和７年４月18日金曜日から同年４月30日水曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ　中学校調査

（ア）教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

国語及び数学の調査実施日は、令和７年４月17日木曜日とする。理科の調査実施日は、令和７年４月14日月曜日から同年４月17日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

（イ）生徒質問調査の調査実施日は、理科の調査実施日と同一とする。

ウ　集計対象

文部科学省が５．の調査結果を示すに当たっては、教科に関する調査については令和７年４月17日木曜日まで、児童生徒質問調査については同年４月30日水曜日までに実施された調査の結果を全体集計の対象とする。

（２）後日実施等

ア　教科に関する調査

（ア）教科に関する調査を調査実施日に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により教科に関する調査を実施できなかった児童生徒については、教育委員会及び学校等の判断により、令和７年４月18日金曜日以降に調査を実施することができる。なお、同日以降に実施した教科に関する調査の結果は、全体の集計からは除外することとするが、令和７年４月30日水曜日までに実施（以下「後日実施」という。）されたものについては、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

（イ）CBTで実施する中学校理科については、後日実施の場合は学校外での実施も可とする。

イ　児童生徒質問調査

児童生徒質問調査については、調査実施日に実施できない場合は学校外での実施も可とする。

（３）学校質問調査

令和７年４月１日火曜日から同年４月17日木曜日までの間に実施する。

（４）調査実施に関するスケジュール

別紙２のとおりとする。

（５）調査問題等の公表

文部科学省は、令和７年４月17日夕刻以降、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する(中学校理科については、非公開とする問題を除く。)。

６．調査の実施体制等

（１）調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙３・別紙４）

ア　調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ　調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等）（以下単に「設置管理者」という。）とする。

ウ　設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ　学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ　都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ　都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

（２）調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和７年３月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

７．調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

（１）調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア　PBTで実施する教科に関する調査の結果

（ア）各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

（イ）以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

①　都道府県教育委員会

②　都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③　指定都市教育委員会

④　教育委員会

⑤　学校

⑥　児童生徒

（ウ）各教科の設問ごとの正答率等

（エ）各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ　CBT で実施する教科に関する調査の結果

（ア）各教科に係る問題の全体のIRTスコア等

（イ）以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

① 都道府県教育委員会
② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
③ 指定都市教育委員会
④ 教育委員会
⑤ 学校
⑥ 児童生徒

（ウ）各教科の公開問題の設問ごとの正答率等
（エ）各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合

ウ　児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果
（ア）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況
（イ）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析

エ　その他調査の目的の達成に資する分析

（２）文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

ア　以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（１）アからウまでで示した結果。ただし、（イ）から（エ）までの区分で公表する内容については、別に定める。
（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）
（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京２３区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ　教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ　その他調査の目的の達成に資する分析

（３）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア　文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

（ア）都道府県教育委員会
① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
③ 域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
④ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
⑤ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況
（イ）市町村教育委員会
① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況
（ウ）学校
① 当該学校全体の状況
② 各学級の状況
③ 各児童生徒の状況
④ 各児童生徒に関する個人票
（エ）その他、調査の目的の達成に資する調査結果
イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

（4）調査結果の活用
ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。
（ア）各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
（イ）各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。
（ウ）各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
（エ）文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

（ア）文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

（イ）各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

（ウ）各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

（５）調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア　教育委員会及び学校による調査結果の公表

（ア）都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、（エ）に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③　①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④　自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

①　当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

②　自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③　自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

①　公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

②　調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③　（ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

　また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

　なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④　調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤　児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥　学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

（オ）教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ　文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

（ア）文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第５条第６号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

（イ）教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

８．調査実施に当たっての相談体制

（１）設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

（２）文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

９．留意事項

（１）各教育委員会及び学校等における調査の実施等

ア　各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること 。

イ　各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

ウ　各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

（２）個人情報の保護等

ア　文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ　文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ　各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

（３）教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア　教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

（ア）小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ１単位時間相当

（イ）中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ１単位時間相当

イ　児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

（別紙１）

令和７年度全国学力・学習状況調査の時間割のモデル

主な実施予定日

・教科に関する調査（中学校理科以外）	**：令和７年４月１７日（木）（調査基準日）**
・生徒質問調査、中学校理科	：令和７年４月１４日（月）～１７日（木）
・後日実施の期間	：令和７年４月１８日（金）～３０日（水）

１．小学校

○調査基準日（４月 17 日）

１時限目	休憩	２時限目	休憩	３時限目
国語 （45 分）		算数 （45 分）		理科 （45 分）

○児童質問調査の実施日（４月 18 日～30 日のうち事前に学校ごとに調整された１日）

任意の１時限	
準備 （15 分程度）	児童質問調査 （20 分程度）

※学校外（自宅等）での実施も可

２．中学校

A．４月 14 日～16 日に生徒質問調査・理科を実施する学校

○生徒質問調査・理科の実施日

（４月 14 日～16 日のうち事前に学校ごとに調整された１日の午前又は午後）

●時限目			休憩	●時限目
準備 *1 （15 分程度）	生徒質問調査 ＋CBT 練習 （25 分程度）	休憩 *2 （ 10 分 程度）	準備 （10 分程度）	理科 （50 分）

*1 準備の時間を使用して、端末の立ち上げ、ログイン、画面の調整などを行うことを想定。

*2 必要に応じて、休憩の時間を使用して、画面の調整などを行うことを想定。

※質問調査プログラムに CBT の操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、以下のように実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した生徒が後から実施する生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

	１時限目			休憩	２時限目		休憩	３時限目		休憩	４時限目
１組	準備	質問調査等	休憩	準備	理科						
２組						休憩	準備	質問調査等	休憩	準備	理科

○調査基準日（４月 17 日）

１時限目	休憩	２時限目
国語 （50 分）		数学 （50 分）

Ｂ．４月 17 日（調査基準日）に全ての調査を実施する学校

〇調査基準日（４月 17 日）

１時限目	２時限目	３時限目	４時限目
国語 （50 分）	数学 （50 分）	生徒質問調査 ＋CBT 練習	理科 （50 分）

又は

１時限目	２時限目	・・・	５時限目	６時限目
国語 （50 分）	数学 （50 分）	・・・	生徒質問調査 ＋CBT 練習	理科 （50 分）

※質問調査プログラムに CBT の操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で上記の時間割で実施することが困難な場合は、極力Ａの日程（14 日～16 日）で調査を実施すること。

Ｃ．４月 18 日以降に実施する学校・生徒（注）

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

Ａ又はＢの日程で一部又は全ての調査（国語、数学、理科、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかったものを４月 18 日以降に調査を行うことができる。このうち、CBT で行う理科と生徒質問調査については、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

（国語、数学）

日程	Ａ・Ｂ（４月 17 日）	Ｃ（４月 18 日以降）
問題セット	紙冊子（１種類）	
実施場所	原則として学校で実施	

（理科）

日程	Ａ（４月 14～16 日）・Ｂ（４月 17 日）	Ｃ（４月 18 日以降）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

※生徒質問調査は理科と同じ日に実施。Ｃ日程の場合は学校外（自宅等）での実施も可

（別紙２）

調査の実施に関するスケジュール（予定）

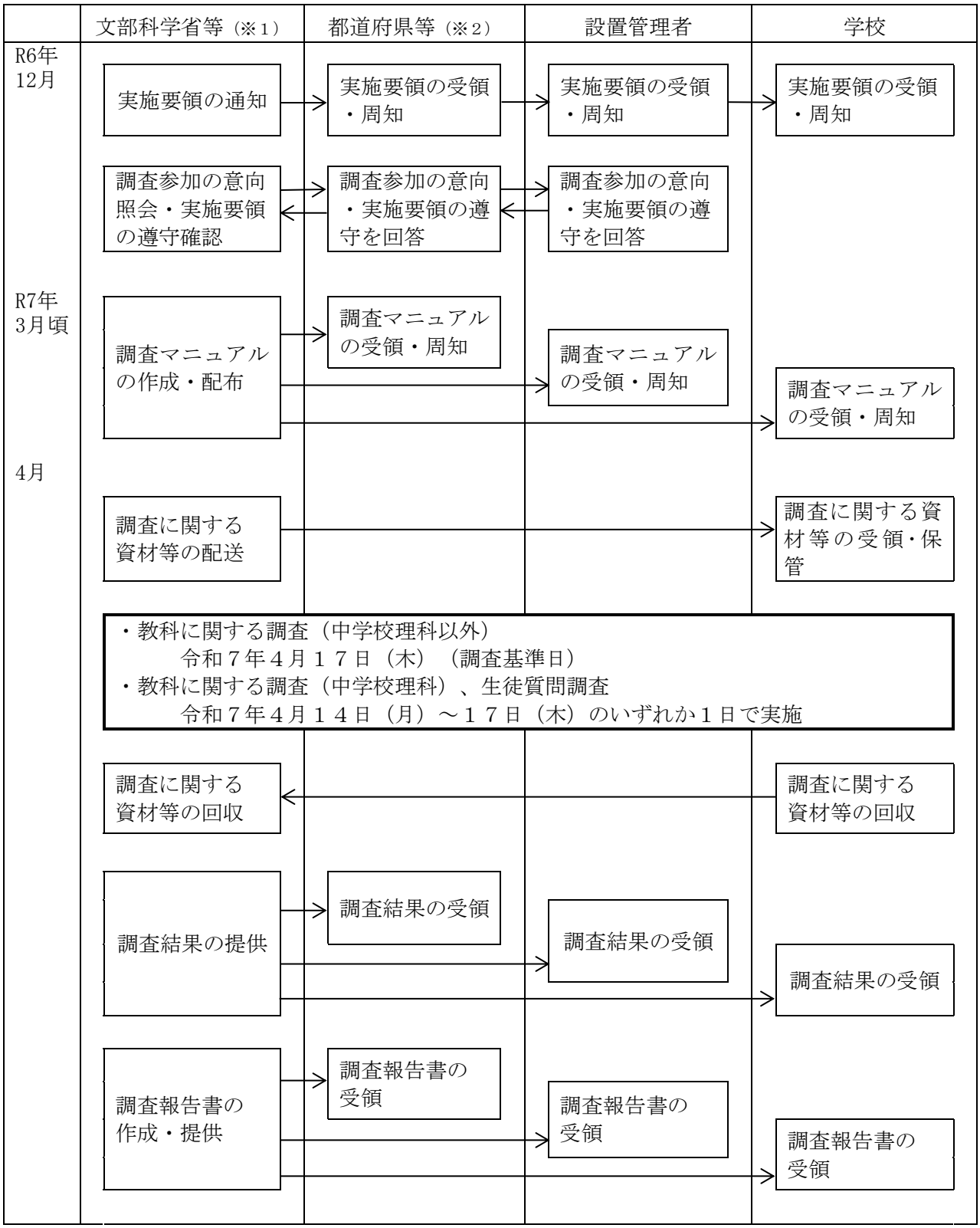

※１　文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※２　都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

（別紙３）

調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。

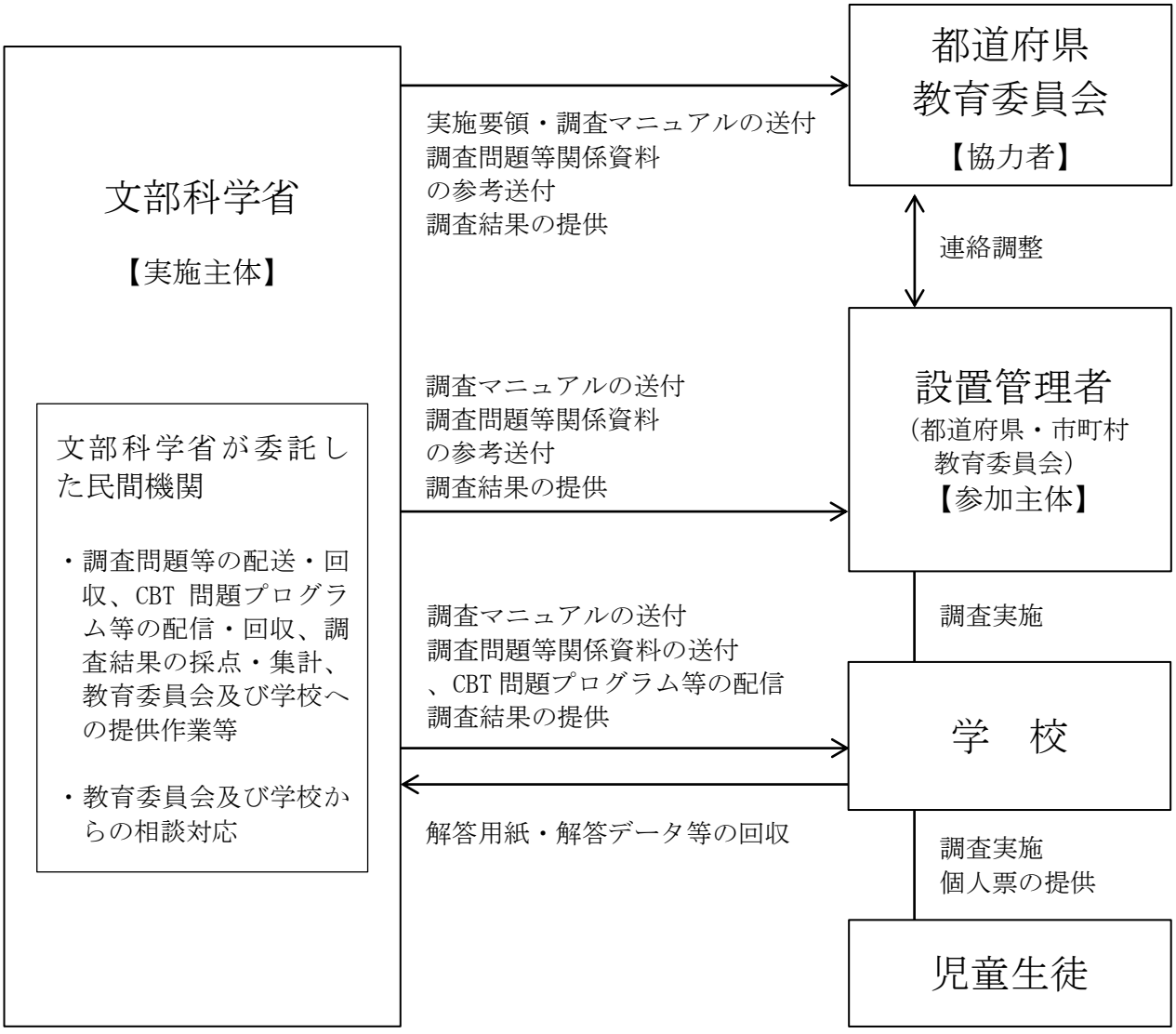

（別紙４）

調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。

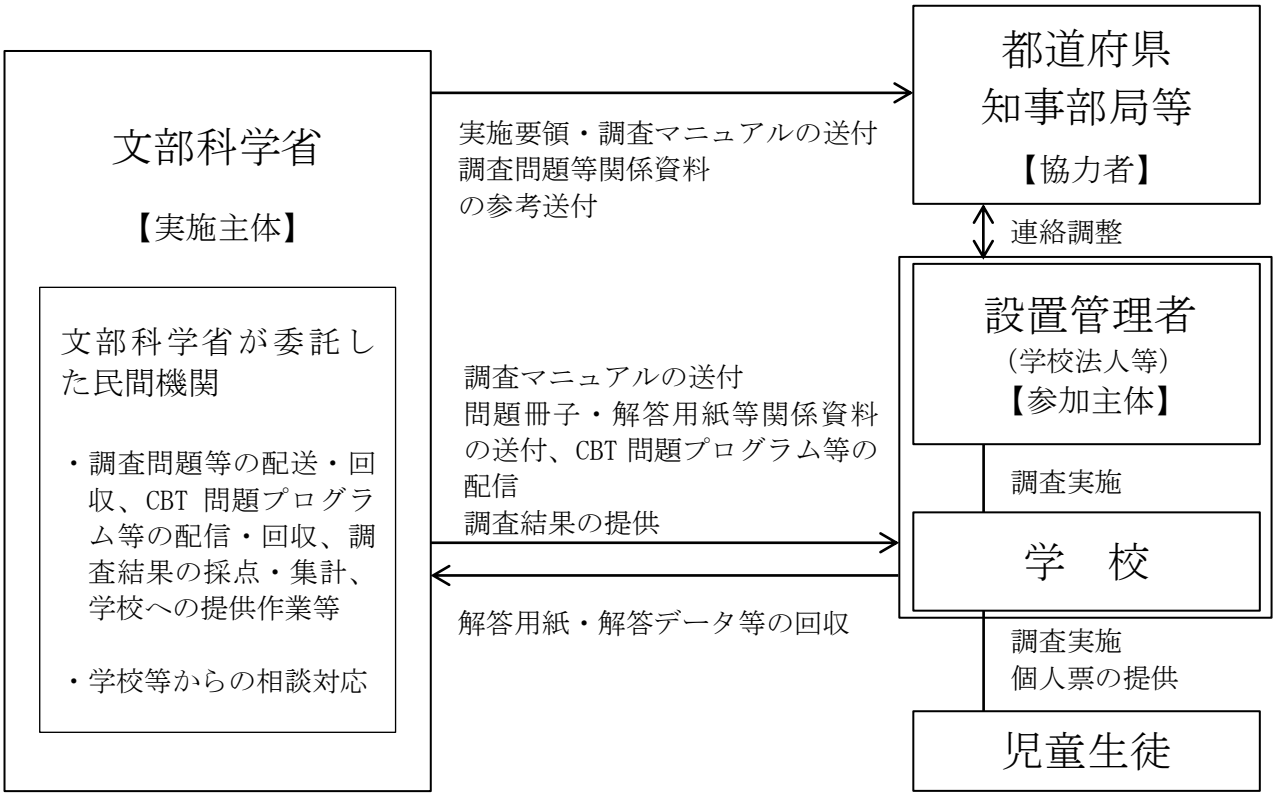

調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。

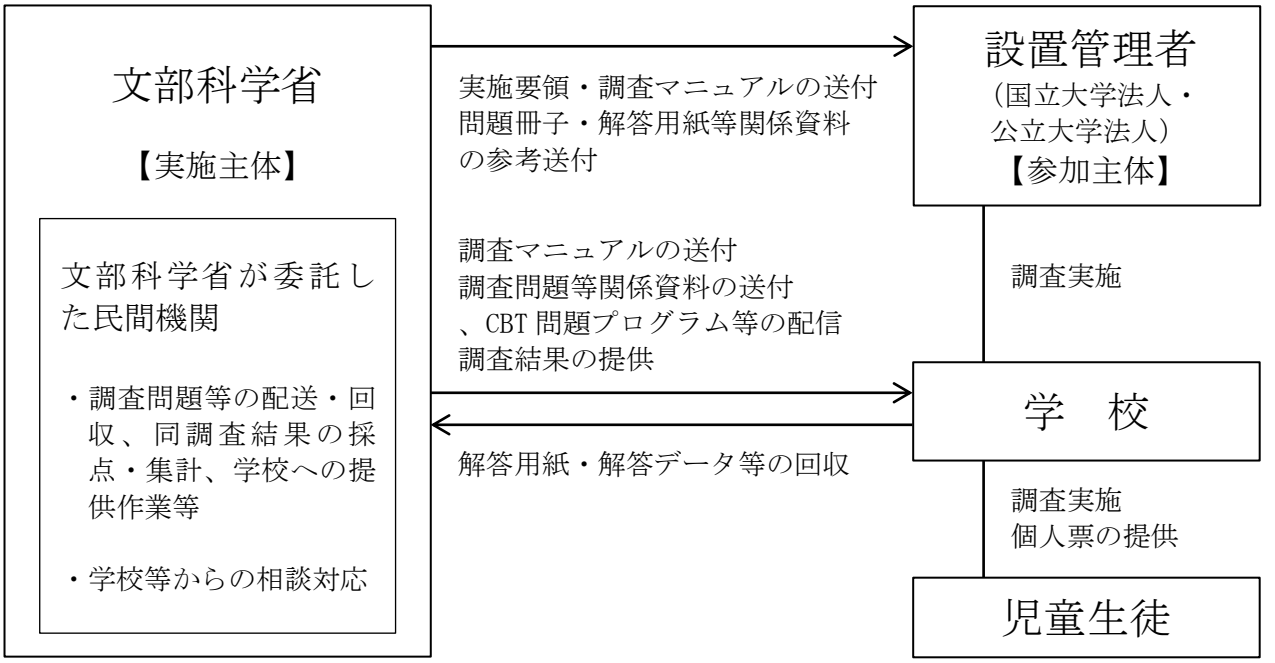

議案第５号

「ラーケーションの日」実施計画について

令和７年度「ラーケーションの日」実施計画を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和７年２月１４日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者　　佐　藤　正　司

提出理由

この案を提出するのは、令和７年度「ラーケーションの日」実施計画を定めるため必要があるからである。

「ラーケーションの日」実施計画について

令和７年２月１４日

１　これまでの経緯

愛知県では「休み方改革」プロジェクトとして、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域の活性化を目指している。このプロジェクトの中で、土曜日や日曜日などの休みの日に、子どもと一緒に過ごすことが難しい家庭において、平日の保護者が休みの日に子どもと一緒に学び、活動することができるよう、「ラーケーションの日」を提案している。

２　制度の概要

（１）目　的

・子どもたちが、保護者とともに、校外（家庭や地域）で体験や探求の学び・活動を、自ら考え、企画し、実行することができる機会を設ける。

（２）出欠の扱い

・登校しなくても「欠席」扱いとはしない。「出席停止・忌引等の日数」における「教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として取り扱う。

（３）取得日数

・保護者等の休暇に合わせて、年に３日まで取得することができる。

（４）実施時期

・令和７年度の開始時期は、令和７年４月２５日とする。

３　本町の取組

（１）実施校　・・町立小中学校　全４校

（２）開始時期及び回数・・４月２５日から　年３日まで

（３）保護者向け文書　・・町教委で作成（４月配付）

（４）取得をすることができない日・期間の設定・・各学校で設定の上、文書にて配付

中学校：年度初め、定期テスト、宿泊行事、体育大会、文化祭、卒業式、進路関係

小学校：年度初め、学習発表会、運動会、宿泊行事、卒業式、送る会、学校公開

※学校ごとに取得できない日・期間を記した年間行事予定表を配付する。

（５）給食費の取扱い　・・前月の１５日までに届出をすることで欠食に対応する。

（４月実施の場合は欠食対応不可）

精算については、年度末に処理をする。

（６）届出方法・・ラーケーションカード（紙）による提出

（７）届出確認・・各学校で用紙作成の上、保護者への連絡に使用

令和７年４月　日

保護者の皆様へ

豊山町教育委員会
○○小　中学校長

「ラーケーションの日」の実施について（お知らせ）

平素から本町及び本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、愛知県では「休み方改革」プロジェクトとして、県全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による地域の活性化を目指しています。そこで、今年度も保護者が休みの平日に子どもと一緒に学び、活動することができるよう、「ラーケーションの日」を設けることといたしました。

つきましては、別紙の「保護者用リーフレット」をご一読いただき、本取組の実施に関しまして、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

なお、実施をする判断は各家庭となります。

記

【ラーケーションの日に関する手続き】

①　計画づくり

保護者用リーフレットや配付した「ラーケーションカード」を見ながら、計画を立てます。学ぶ日や学ぶ場所や学ぶことを「ラーケーションカード」に記入します。

※　計画した日が、学校の指定した「ラーケーションを取ることができない日」に該当しないように確認します。今年度は４月２５日以降、年度内に３日までの実施とします。

②　届出

学校から指定された方法（カード用紙）で実施の５日前までに担任へ届け出ます。

（１）実施の前月１５日までに届け出れば、給食費は徴収しません。年度末に精算します。（例：５月中に実施ならば、４月１５日までに届け出てください）

なお、中学校３年生については、給食費の徴収が２月末で終了しますので、欠食対応をする場合は、令和８年１月１５日を最後の届出日とします。

（２）実施の前月１６日以降での届出および４月の実施については、給食費を徴収します。

③　届出の確認（受付連絡）

届出を担任が受け付けたことを連絡帳、または連絡用紙にて２日前までに保護者へ伝えます。前日になっても受付連絡がない場合は、学校まで電話にてお知らせください。

④　ラーケーションを実施

お子様と一緒に、校外での体験や探究の学びや活動に取り組んでください。

出席簿の取扱いは、「出席停止・忌引き等」の扱いとします。

⑤　ふりかえり

家庭で、学んだことについて話し合ったり、次の計画を考えたりします。

（本件連絡先　豊山町教育委員会　学校教育課　電話　２８－２２１１）
（　　○○小中学校　　教頭　　電話　２８－○○○○）

議案第６号

「県民の日学校ホリデー」について

令和７年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を別紙のとおり定めることについて、議決を求める。

令和７年２月１４日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者　　佐　藤　正　司

提出理由

この案を提出するのは、令和７年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を定めるため必要があるからである。

「県民の日学校ホリデー」について

令和７年２月１４日

愛知県では、令和５年度から 11 月 27 日を「あいち県民の日」として制定し、11 月 21 日から 27 日までの１週間を「あいちウィーク」として、県民の日に関する啓発や、県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施することとしている。

豊山町においても「あいち県民の日」を契機として、子どもたちが愛知県への愛着や誇りを持つことができるよう、令和７年度も「あいちウィーク」期間中の平日の１日を「県民の日学校ホリデー」として休業日とする。

記

令和７年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を１１月２１日（金）とする。

当日は、学校教育法施行令第 29 条の「体験的学習活動等休業日」として、子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通して、愛知県への愛着と県民としての誇りを持つことができるよう環境を醸成する。

令和７年４月　日

保護者の皆様へ

豊山町教育委員会
〇〇小　中学校長

令和７年度「県民の日学校ホリデー」について（お知らせ）

平素から本町及び本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、愛知県では、令和５年度から 11 月 27 日を「あいち県民の日」として制定し、11 月 21 日から 27 日までの１週間を「あいちウィーク」として、県民の日に関する啓発や、県民の日の趣旨にふさわしい事業を実施しています。

そこで、本町の小中学校においても「あいち県民の日」を契機として、子どもたちが愛知への愛着や誇りを持つことができるよう、令和５年度から「あいちウィーク」期間中の平日の１日を「県民の日学校ホリデー」として学校を休業日としています。

今年度の「県民の日学校ホリデー」の適切な実施に向けて、保護者の皆様にはご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

令和７年度豊山町「県民の日学校ホリデー」を**１１月２１日（金）**とします。

（本件連絡先　豊山町教育委員会　学校教育課　電話　２８－２２１１）

承認第１号

令和６年度豊山町一般会計補正予算（第６号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第５条第１項に基づき、事務局長が令和６年度豊山町一般会計補正予算（第６号）（教育委員会関係分）に対する意見に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第７条第１項に基づき、承認を求める。

令和７年２月１４日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者　　佐　藤　正　司

提出理由

この案を提出するのは、令和６年度豊山町一般会計補正予算（第６号）（教育委員会関係分）に対する意見について、豊山町教育委員会事務決裁規程第５条第１項に基づき、事務局長が事務の代決を行ったため、同規程第７条第１項により、承認を求める必要があるからである。

令和６年度豊山町一般会計補正予算（第６号）（教育委員会関係分）について

歳出　　＋５，６０９千円

１　事務局費　事務局費共通事業

（１）補正予算要求額（歳出）　　＋３，０３４千円

一般職給	＋１，６２７千円
期末手当	＋２０３千円
勤勉手当	＋２７７千円
市町村共済組合負担金（一般職）	＋７６３千円
退職手当組合負担金（一般職）	＋１６４千円

＜概要＞

人事院勧告に準じた給与改定に伴い、予算が不足したため増額。

２　社会教育総務費　社会教育一般事業

（１）補正予算要求額（歳出）　　＋３３２千円

会計年度任用職員報酬	＋２２８千円
会計年度任用職員期末手当	＋６４千円
会計年度任用職員勤勉手当	＋４０千円

＜概要＞

人事院勧告に準じた給与改定に伴い、予算が不足したため増額。

３　社会教育センター管理費　社会教育センター管理一般事業

（１）補正予算要求額（歳出）　　＋２，２４３千円

会計年度任用職員報酬	＋１，４１３千円
会計年度任用職員期末手当	＋４９７千円
会計年度任用職員勤勉手当	＋３３３千円

＜概要＞

人事院勧告に準じた給与改定に伴い、予算が不足したため増額。

参　考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の意見聴取）

第２９条　地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

豊山町教育委員会事務決裁規程（抜粋）

（代決）

第５条　教育長は、教育委員会が処理すべき事務について、緊急やむを得ない事情により教育委員会の会議に付するいとまのないときは、その事務を代決することができる。

（報告及び後閲等）

第７条　教育長は、第５条第１項の規定により事務を代決したときは、これを次の教育委員会の会議において報告し、その承認を求めなければならない。

２　前項に規定するもののほか、代決した事案については、速やかに当該事務の専決権者の後閲を受けなければならない。

報告第３号

第２回豊山町いじめ問題対策連絡協議会の報告について

第２回豊山町いじめ問題対策連絡協議会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

１　開催日時　　令和７年２月７日（金）午後２時００分から

２　開催場所　　豊山町役場　３階　会議室３・４

３　出 席 者　　委　員：杉　　直 哉、伊 藤 英 紀、滝　　仁 美、
三 宅 由 晃、西 脇 和 子、加 藤 義 紀
事務局：安 藤 憲 司、山 中 洋 子、菊 地 智 行、
渡 邉 亘 宏、水 野 将 徳

４　欠 席 者　　委　員　髙 松 宏 文（代理　繁田　基）

５　議　　題

（１）　本町におけるいじめ問題の現状について

（２）　本町及び小中学校におけるいじめ問題の取組について

（３）　意見交換

６　議事内容【抜粋】

議題（１）　本町におけるいじめ問題の現状について

事務局より、２学期のいじめアンケートの結果について、いじめられたことがある子の割合、いじめを見たことがある子の割合など、１学期との比較を含めて説明をした。月例報告やアンケートから、いじめの傾向などを確認した。

議題（２）　本町及び小中学校におけるいじめ問題の取組について

事務局より、資料に基づき、本町のいじめ問題に対する取組について説明した。対策については、町いじめ問題等対策委員会の取組、教育相談の内容や異学年交流、人権週間などの取組について紹介した。本町のいじめ問題に関する保護者向け啓発リーフレットについても概要を説明した。

議題（３）　意見交換

事務局の説明をもとに、いじめ等の最近の事例や対応について、各委員の意見を求めた。委員からの主な意見は次のとおりであった。

・　いじめに関する相談を受けたことはなく、事務局より重大事案もないと聞き、学校の早期対応のおかげであると感じている。友人関係で困っているが解決を求めているわけではなく、その状況を知っておいてほしいと相談してくるケースもある。引き続き、相談しやすい雰囲気づくりを心がけていきたい。

・　いじめアンケートの結果より、いじめを受けた子どもがなかよし会など様々な立場の先生に相談していることが分かった。子どもからの相談内容が、学校と情報共有できているか再確認する必要がある。

・　昨年の「自死」の数が新聞発表され、全体としては減少傾向だが、小中学生は増加している状況であった。いじめアンケートの結果においても、「いじめられても我慢した」という子どもが１学期同様、数値が高いことが心配である。子どものサインを見逃さないようにするとともに、周りの子どもが大人に知らせようとする教育ができるとよい。

・　家庭環境や親子関係に心配を抱え、学校に行かず、スマホゲームばかりしている子どもも増えている。学校で様々な取り組みがなされているが、このような取り組みを大事にして、小さな芽を摘んでほしいと願うところである。

・　学校は警察の介入には抵抗があるかもしれないが、学校内で起こったことは、学校など関係機関の協力がないと解決につながらない。学校の早期対応と、警察が介入するタイミングを両者でしっかりと見極めていきたい。

・　海外と日本のいじめは、異なった特徴がある。海外はみんなの前でいじめをするが、日本は隠れていじめをする。また、海外は、いじめを見たらすぐに止めに入るが、日本は見て見ぬふりをする。日本でも、いじめを見た人がその場で止めに入ろうとする強い気持ちがもてるような教育をしてほしい。

報告第４号

第１７回とよやまエアポートビューマラソンについて

豊山町体育協会主催により第１７回とよやまエアポートビューマラソンが下記のとおり開催されますので報告します。

記

■第１７回とよやまエアポートビューマラソン開催要項

（1）開催趣旨

マラソンやジョギングなど、走る楽しみを生涯にわたり続けていけるスポーツ競技の普及、また、住民の健康づくりや体力づくりの振興に向け、ミニ・マラソン大会を開催する。

（2）主催・主管

主催：豊山町体育協会

主管：第１７回とよやまエアポートビューマラソン実行委員会

（3）後援・協賛・協力

後援：豊山町、豊山町教育委員会、中日新聞社

協賛：名古屋空港ビルディング㈱はじめ 17 社

協力：豊山町交通安全協会、豊山町防犯協会、豊山町スポーツ少年団、
豊山町スポーツ推進委員、豊山太鼓研究会

（4）開催日

令和７年２月２３日（日）　雨天決行

午前８時００分～８時３０分　受付

オープニングアトラクション（豊山太鼓研究会）

午前８時４０分～９時００分　開会式

午前９時１０分　競技開始

午前１１時３０分　閉会式（競技終了後）

（5）会場・コース

開・閉会式：神明公園内　航空館ｂｏｏｎ前　駐車場

コース：航空館ｂｏｏｎ駐車場⇔大山川堤防道路

（６）種目・参加人数

距離	部門	参加人数	スタート時間
マラソン 2.1 ㎞	１部　小学１～３年生男子	101 人	9 時 10 分
	２部　小学１～３年生女子	28 人	
	３部　小学４～６年生男子	91 人	9 時 30 分
	４部　小学４～６年生女子	41 人	
	５部　中学生男子	27 人	9 時 50 分
	６部　中学生女子	３人	
マラソン 4.1 ㎞	７部　一般男子 40 歳未満（高校生以上）	７人	10 時 20 分
	８部　一般男子 40 歳以上	11 人	
	９部　一般女子 40 歳未満（高校生以上）	24 人	
	10 部　一般女子 40 歳以上	35 人	
ジョギング 2.1 ㎞	11 部　小学生以上	143 人	11 時 00 分
	計	511 人	

（７）表彰

【１部～６部】１位～５位入賞者に賞状と賞品、６位～８位に賞状

【７部～10 部】１位～５位入賞者に賞状と賞品

※その他完走者全員に完走証、成績証明書、参加者全員に参加賞

（８）過去の参加人数

H29	H30	R 元	R２	R３	R４	R５
881 人	733 人	中止	中止	中止	529 人	523 人